

【輸入通関】-再輸入免税(関税定率法第14条第10号) FedExでの取り扱い

日本から輸出された貨物で、その輸出許可の際の性質、形状が変わっていないものを日本に輸入する場合、関税定率法第14条第10号の「再輸入免税」の対象になります。弊社では一部貨物を除き、事前にご依頼頂いた場合には輸入申告時に再輸入免税の手続きを行います。

【必要書類】

- 日本から輸出した時の貨物の輸出許可書、コマーシャル・インボイス及び航空貨物運送状の各写し
- 日本へ再輸入時、貨物のコマーシャル・インボイス上に輸入目的を明確に示した情報が欠落している場合は、再輸入に至った経緯を示す輸出入者間のオーダーシートやメールなどの記録の写し
- 輸出時及び輸入時のコマーシャル・インボイス上に、貨物の固有情報（製造番号など）が記載されていない場合、両貨物の性質及び形状が変わっておらず、同一性を有することを示す製造番号などが記された輸出時のパッキングリスト等の写し
- その他税関から提出を求められた資料

【注意事項】

- 再輸入免税の適用の可否につきましては申告先税関官署の担当官の判断に委ねられることから、弊社では事前に免税の可否に関するご案内は致しかねます。
- 再輸入免税をご希望の場合には、貨物到着日の1営業日前までに弊社カスタマーサービスまでお知らせください。
- 製造番号等を現品に有しない品物(例：衣類、宝石、真珠、美術品等)につきましては、通常税関で再輸入免税の適用を認められないため、弊社では再輸入免税の手続きはお断りさせていただいております。
- 輸出時と再輸入時の品物の同一性の確認のために内容点検(有料)が必要になる場合がございます。
- 免税の場合は、内容点検や税関への事前確認により、許可までに通常の申告よりもお時間を要しますので、予めご了承ください。

参考資料・情報リンク

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

再輸入免税貨物の手続 (カスタムスアンサー)

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imitsukan/1609_jr.htm

JETRO (日本貿易振興機構) ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/>

MIPRO (般財団法人 対日貿易投資交流促進協会) ホームページ

<https://www.mipro.or.jp/>